

2017 年 11 月 17 日

「LT会」会報第 17-6 号（総 174 号）

上海 LT コンサルティンググループ

外国人の厚生年金 脱退一時金の裁定請求

LT グループ高級顧問
前田公認会計士・税理士事務所
日本国公認会計士/税理士
前田勝己

今回は「外国人の厚生年金に関する脱退一時金の還付請求」について解説いたします。最近は、研修や駐在の目的で、日本本社に中国子会社の従業員を呼び寄せて、数カ月から数年間、日本本社で勤務させるケースが増えていると思います。

日本で勤務すると、日本人であろうが外国人であろうが、日本の厚生年金制度に加入し、給与額に応じた年金（老齢年金）を毎月積み立てていく必要があります。積立額は基本的に労使折半となります。

日本の年金制度上、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（資格期間）が原則として 25 年以上必要でした。ところが、今年の 8 月にルールが変更となり、資格期間が 25 年から 10 年に大幅に短縮されました。したがって、日本において 10 年以上年金を積み立てた方は、受給年齢（60 歳以降。諸要件により異なります）に達せば、たとえ自国に帰国していたとしても、年金を受給することができます。

資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことは外国人の方にとっては朗報ですね。ただし、実際には 10 年の間、日本で勤務する外国人はそれほど多くないと思います。たとえば日本で 3 年間駐在して中国に戻った方は、資格期間を満たしていないため将来的に年金が受給できない、ということになってしまいます。3 年間老齢年金を積み立て続けていたにもかかわらず、です。

そこで、このような不都合を解消すべく、たとえ資格期間を満たしていない外国人の方でも、最低 6 カ月間、日本において年金を積み立てて帰国する場合、日本年金機構に「脱退一時金の還付請求手続き」を行えば、積み立てた年金の一部が還付されます。詳細な還付手続きは日本厚生年金機構の HP に記載がありますので、ぜひご参考ください。私の事務所も還付手続きの代行を行っていま

すが、3年間勤務された方では50万円くらいは還付されます。結構大きいですね。

なお、もう一つ朗報があります。還付金は帰国後に、つまり日本の非居住者となってから受け取ることができますが、受け取る際には退職所得とみなされ、日本で20.42%の源泉税が控除されて、還付申請者の口座に振り込まれます。ただし、退職所得の控除額(勤務期間1年あたり40万円、3年間の勤務だと120万円)の範囲内の還付であれば、税務申告書を作成し提出することで、この20.42%の源泉税部分も還付されます。こちらも大きいですね。

非居住者の場合は、還付金の申告書は納税代理人を通じて税理士が作成することとなりますが、自社の外国人の方でこの制度の適用を受けていない方がみえましたら、ぜひ厚生年金の脱退一時金の還付請求とともに源泉税還付の手続も行ってください。

以上